

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限移譲に係る協議の件

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限移譲に係る協議にあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和3年2月12日に教育長の臨時代理により別紙のとおり決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和3年3月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

(別添) 回答様式

西教委教職発第 182 号
令和 3 年 2 月 1 2 日
(2021 年)

西宮市長 石 井 登志郎 様

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部
改正に伴う県から市への権限移譲に係る協議について (意見)

令和 3 年 2 月 1 0 日付西総発第 6 2 号で通知された見出しの兵庫県知事からの協議
について、

意見はありません。

下記の項目について異議がありますので意見を付します。なお、下記項目以外に
ついては、意見はありません。

記

条例名	項目	異議内容
教育委員会の 権限に属する 事務に係る事 務処理の特例 に関する条例		

以 上

西 総 発 第 6 2 号
令和3年2月10日
(2021年)

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎 様

西宮市長 石 井 登志郎

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部
改正に伴う県から市への権限移譲に係る協議について（通知）

見出しのことについて、下記のとおり兵庫県知事から協議がありましたので、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第55条第3項の規定に基づき通知しますので、当
該協議に応じるべく意見を求めます。

記

- 1 協議の内容 別紙「教教第2547号」のとおり。
- 2 回答要領 1の協議に対する意見を別添の回答様式にて提出してください。

以 上

担当

総務局総務総括室総務課調整チーム
鈴江（内線3533）

(別添) 回答様式

西〇発第〇号

令和3年2月 日

(2021年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市教育委員会

教育長 重松 司 郎

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部
改正に伴う県から市への権限移譲に係る協議について (意見)

令和3年2月10日付西総発第62号で通知された見出しの兵庫県知事からの協議
について、

- 意見はありません。
- 下記の項目について異議がありますので意見を付します。なお、下記項目以外については、意見はありません。

記

条例名	項目	異議内容
教育委員会の 権限に属する 事務に係る事 務処理の特例 に関する条例		

以 上

教教第 2547 号
令和 3 年 2 月 4 日

各 市 町 長 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
(平成 11 年兵庫県条例第 59 号) の一部改正について (協議)

下記のとおり県から各市町へ権限を委譲することを目的として、教育委員会権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 (平成 11 年兵庫県条例第 59 号。以下、「条例」という。) の一部改正を行うことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 2 項に基づき協議します。

については、趣旨ご理解の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

1 趣 旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教育職員について 1 年単位の変形労働時間制を実施することとされたことを踏まえ、条例を整備する。

それに伴い、1 年単位の変形労働時間制に係る週休日の設定及び勤務時間の割振りに関する事務を県から各市町に権限を委譲する。

2 委譲の時期

令和 3 年 4 月 1 日

3 条例の改正項目 (案)

別紙 1 のとおり

4 回答様式

同意いただける場合 別紙 2

ご異議のある場合 別紙 3

5 回答期限

令和 3 年 2 月 15 日 (月)

1年単位の変形労働時間制に係る条例の改正項目（案）

教育職員について1年単位の変形労働時間制を条例により活用できるとされ、これを踏まえ、所要の整備を行う。

1 改正項目

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ア 教育職員について、長期休業期間等に週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。
- イ 週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、1週間当たり1日以上割合で週休日を設け、対象期間（1月を超え、1年以内の期間）について、1週間当たりの平均勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならない。
- ウ 人事委員会規則においては、対象となる教育職員の範囲、対象期間及びその起算日等の事項について定めるものとする。
- エ 週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分して、各期間の勤務日数及び総勤務時間の割振りを定める方法によることができる。その場合、各期間の少なくとも30日前に勤務日及び勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。
- オ 週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、文部科学大臣が指針に定める措置を講ずるものとする。
- カ 対象期間中に文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明らかとなった場合において、以降の期間に1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間を超える時間があるときは、その勤務時間の全部又は一部を勤務することを要しない時間として指定して、1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

(2) 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正

1年単位の変形労働時間制の規定による週休日及び勤務時間の割振りの事務を各市町（神戸市を除く。）が処理することとする。

(3) 職員の子育て支援に関する条例の一部改正

1年単位の変形労働時間制の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合の条例で定める育児短時間勤務の形態は、1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、対象期間について1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること等とする。

2 施行期日

令和3年4月1日

文 書 番 号
令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 あて

〇 〇 市 町 長

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
(平成11年兵庫県条例第59号)の一部改正について(回答)

令和3年 月 日付け教教第 号による、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第55条第2項に基づく協議について、県の提案に同意します。

文 書 番 号
令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 あて

〇 〇 市 町 長

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
(平成11年兵庫県条例第59号)の一部改正について(回答)

令和3年 月 日付け教教第 号による、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第2項に基づく協議について、下記項目について異議がありますので、ご検討をお願いします。

なお、下記項目以外について、県の提案に同意します。

記

項 目	異 議 内 容